

旧		新		
第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い		第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い		
第3-3表		第3-3表		
6項口	<p>老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項若しくは第10項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）</p>	6項口	<p>次に掲げる防火対象物 (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当するもの（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であつて、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ（5）において「短期入所等施設」という。）</p>	
定義	補足表参照	定義	補足表参照	
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分
	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	勤務者・利用者の利便に供される部分 売店、浴室	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	勤務者・利用者の利便に供される部分 売店、浴室
該当用途例	<p>1 老人福祉法に規定する施設 (1) 老人短期入所施設、(2) 養護老人ホーム、(3) 特別養護老人ホーム、(4) 有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）(①介護付有料老人ホーム（一般型、外部サービス型）・②住宅型有料老人ホーム）、(5) 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、(6) 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設 2 介護保険法に規定する施設 介護老人保健施設 3 生活保護法に規定する施設 救護施設 4 児童福祉法に規定する施設 (1) 乳児院、(2) 障害児入所施設 5 障害者自立支援法に規定する施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。） (1) 障害者支援施設、(2) 障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所（ショートステイ）施設、(3) 障害者自立支援法第5条第10項に規定する共同生活介護（ケアホーム）を行う施設 6 その他これらに類似するもの (1) サービス付き高齢者専用住宅等（当該施設を設置・運営している事業者又はその委託を受けた外部事業者により、共用スペースにおける入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われているもので、主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）(①サービス付き高齢者向け住宅、②高齢者向けケア付住宅)、(2) 老人福祉法の届出及び介護保険法の指定を受けずこれらの事業を行っている施設で、一般に宅老所といわれているもの（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、(3) 乳児院における小規模グループケア施設</p>			

補足事項	<p>1 令別表第1(6)項口及び(6)項ハに規定する「主として要介護状態にある者を入居させるもの」とは、介護居室の定員（介護保険法第7条第1項に定める「要介護区分3」以上の者及び介護の認定を受けていない者で自力避難困難であると実情により判断された者の人数）の割合が、一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上のものであるとする。</p> <p>2 令別表第1(6)項口及び(6)項ハに規定する「主として障害の程度が重い者を入所させるもの」とは、障害者自立支援法第4条第4項に定める「障害程度区分4」以上の者及び障害の認定を受けていない者で自力避難困難であると実情により判断された者が8割を超えるものとする。</p> <p>3 通所と入所が混在する施設の取り扱い (6)項口と(6)項ハが混在するものについては、令別表第1(16)項イとして取り扱うこととする。ただし、(6)項口の入所者等が(6)項ハを定期的また継続的に利用するような形態については、令別表第1(6)項口として取り扱うこととする。</p> <p>4 障害者自立支援法による1施設に複数のサービス内容が含まれる場合の取り扱い (6)項口と(6)項ハのサービスが混在するものについては、令別表第1(16)項イとして取り扱う。 なお、従たる(6)項ハの用途が、主たる(6)項口への「機能従属」となり、令別表第1(6)項口となることは考えられる。 また、(6)項口のみサービスが複数あるものは令別表第1(6)項口として、(6)項ハのみサービスが複数あるものは、令別表第1(6)項ハとして取り扱うこととする。</p> <p>5 通常のマンション等において、個別の世帯ごとに訪問介護等を受けている場合には、令別表第1(5)項口として取り扱うこととするが、サービス付き高齢者向け住宅等のうち、当該施設を設置・運営している事業者又はその委託を受けた外部事業者により、共用スペースにおける入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われているものについては、上記2、(2)により、令別表第1(6)項口又は(6)項ハに該当するものとする。</p>
------	---

補足事項	<p>1 用途区分の運用上の留意事項</p> <p>(1) 規則第5条に規定する「業として」とは 報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含むものであること。</p> <p>(2) 用途の判断 施設又は事業の名称から一律に(6)項口又はハとすることなく、福祉部局になされた届出等を考慮しつつ、営業形態、サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受け入れ態勢等の事業内容を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案した上で、用途の判断を行うこと。</p> <p>(3) 通所と入所が混在する施設の取り扱い 例えば、有料老人ホームと通所施設等が混在する場合においては、原則(16)項イとして取り扱うこと。ただし、有料老人ホームと通所施設等が建物内部で行き来できるなど、構造等に明確な区分がなく、有料老人ホームの入所者が通所施設等の大部分で介護サービス等の提供を受ける場合は、(6)項口として取り扱うこと。</p> <p>(4) 関係者への対応 利用実態が変化した場合に用途区分が変更されることが考えられるため、消防用設備等の設置について、消防法第17条の3の趣旨を関係者等に十分に説明し、事業者の受け入れ体制等の事業内容を確認したうえで、あらかじめ必要な対応を促すことが望ましいこと。</p> <p>(5) 入居者又は宿泊者の人数の判断の目安 利用実態が変化した場合に令別表第1の(6)項口又はハとなる軽費老人ホーム、有料老人ホーム等の社会福祉施設等（注）における入所者若しくは入居者又は宿泊者の人数の判断の目安は次によること。 ① 社会福祉施設等に、実際に入所若しくは入居又は宿泊している人数によること。 ② ①が明確でないときは、社会福祉施設等が届出等により福祉部局に示している定員又は新規に社会福祉施設等を設置しようとする際に示す定員の予定数によること。 ③ ②の届出等がない場合には、防火対象物の入所若しくは入居又は宿泊の用に供する部屋の数、規模及び形態等の事業者の受け入れ態勢に関する資料の提出を求め、推定される人数によること。 （注） 軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、障害者支援施設、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第5条第8項に規定する短期入所又は同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設、令別表第1(6)項口(1)及びハ(1)に規定する「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」をいう。</p> <p>2 高齢者施設に係る運用上の留意事項</p> <p>(1) 避難が困難な要介護者とは 規則第5条第3項に規定する区分に該当する者（介護保険法第7条第1項に定める要介護状態区分が3以上の者）及び介護の認定を受けていない者で自力避難困難であると実情により判断された者をいう。</p> <p>(2) 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」（規則第5条第4項第1号） 避難が困難な要介護者の割合が施設全体の定員の半数以上であることを目安として判断すること。 例えば、有料老人ホームのように、介護居室等避難が困難な要介護者が入居することを想定した部分の定員がある場合は、当該定員の割合が一般居室を含めた施設全体の半数以上であることを目安とすること。</p> <p>(3) 「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」（規則第5条第4項第2号） 令別表第1(6)項口(1)に規定する「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」の判断の目安としては、まず、①について関係者への聞き取り等により確認することを前提とし、①に該当しない場合は、②の確認により、最終的に用途を判定すること。 なお、宿泊サービス提供の有無、宿泊者数及び宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の数については、関係者からの聴取、施設の運営規程、事業者が保存する宿泊サービス提供の記録、ベッドの数、ホームページ、広告物等により確認すること。 ① 次のすべてに該当する施設は、(6)項口(1)とする。該当しない場合は、②により判断すること。 ア 月に5日以上宿泊サービスの提供を行うことがある。 イ 実態として、1泊あたり2名以上の要介護者（※）が宿泊することがある。 ウ 宿泊サービスを利用する「避難が困難な要介護者」の数が宿泊者数の半数以上となることがある。ただし、「避難が困難な要介護者」の宿泊利用が1名である場合は除く。 ※ 要介護者：要介護状態区分1以上の者 ② 前①に該当しない場合で、次のすべてに該当する施設は、(6)項口(1)とする。 なお、過去1年間の宿泊実績のうち、最も宿泊人数の多かった連続3ヶ月間の宿泊実績を元に判断することとする。 ア 当該3ヶ月間において、宿泊サービス利用者の延べ人数が当該3ヶ月間の日数以上である。 イ 当該3ヶ月間の宿泊サービス利用者の延べ人数のうち避難が困難な要介護者の数が半数以上である。</p> <p>(4) 「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」 令別表第1(6)項口(1)に規定する「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」については、前(2)又は(3)と同様に判断すること。</p> <p>3 障害者福祉施設等に係る運用上の留意事項 「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは</p>
------	--

--	--

《補 足 表》

1 老人福祉法に規定する施設					
(1) 老人短期入所施設	【老人福祉法】第20条の3				
<p>【定義】 65歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものを短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>【解説】 ふだんは在宅介護を受けている要介護者が、事情によって一時的に居宅において介護を受けることができなくなった際、数日から一週間程度の短期間、泊まり込みで介護などのサービスを利用できるように設置された施設です。また、このような短期入所のことをショートステイ（短期入所生活介護）と呼んでいます（要支援者の場合は介護予防短期入所生活介護）。</p> <p>老人短期入所施設は、単独の施設として運営されているケースもありますが、たいていは、特別養護老人ホームと介護付有料老人ホームが施設内に短期入所のスペースを併設する方法で運営しています。</p> <p>対象となる高齢者は次の者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政の措置によって通わせる者。（65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者が、やむをえない事由により介護保険法に規定する通所介護を利用することが著しく困難であると認められるとき） 2 介護保険法その他の政令で利用を認められた者。 					
(2) 養護老人ホーム	【老人福祉法】第20条の4				
<p>【定義】 65歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>【解説】 住宅事情や経済的な理由により、自宅で養護を受けることが困難になった65歳以上の高齢者が入所する老人福祉施設です。養護老人ホームでは、入所者の生活の場として、食事や入浴など日常生活の援助のほか、QOL（生活の質）向上のための文化教室やレクリエーション行事などがおこなわれています。養護老人ホームは要介護者が入所する施設ではないため、介護保険の適用はありませぬ。利用料は入所者の収入に応じて決められます。行政による措置施設であり、入所の申し込みは施設ではなく市町村に行う。</p>					
(3) 特別養護老人ホーム	【老人福祉法】第20条の5				
<table border="1"> <tr> <td>所轄官庁担当部局</td> <td>厚生労働省（老健局）</td> </tr> <tr> <td>認可・届出の法令根拠</td> <td>老人福祉法第15条第3、4項</td> </tr> </table> <p>【定義】 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>【解説】 入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護をはじめ、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話をおこなうことを目的として設置されています。特別養護老人ホームへの入所の条件は、65歳以上の日常的に介護が必要な人で、要介護1～5の認定を受けていることが前提となります。ただし、医療機関ではないので、入院が必要な病気やケガを抱えている人は入所できません。特別養護老人ホームは介護保険施設に指定されているため、施設での介護サービスには介護保険の適用を受けることができます。</p> <p>なお、特別養護老人ホームの介護保険法上の名称は、入所定員が30名以上の場合は「介護老人福祉施設」、同29名以下の場合は「地域密着型介護老人福祉施設」と定義されています。</p>	所轄官庁担当部局	厚生労働省（老健局）	認可・届出の法令根拠	老人福祉法第15条第3、4項	
所轄官庁担当部局	厚生労働省（老健局）				
認可・届出の法令根拠	老人福祉法第15条第3、4項				

<p>令別表第1(6)項口(5)に規定する「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、次に掲げる者が概ね8割を超えることを原則とする。ただし、利用者の定員が1名の場合を除くものとする。</p> <p>(1) 規則第5条第5項に規定する区分に該当する者（障害者総合支援法第4条第4項に定める障害支援区分(改正前の平成26年3月31日までは、障害程度区分としていた。)が4以上の者)</p> <p>(2) 障害支援区分の認定を受けていない者で自力避難困難であると実情により判断された者（障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所施設については、障がい児の利用もあるため、自力避難困難であると実情により判断された障がい児も含む。）</p> <p>※ 障がい児には、障害支援区分の設定がないため、実情により判断すること。</p>

《補 足 表》

1 (6)項口(1)					
(1) 老人短期入所施設	【老人福祉法】第20条の3				
<table border="1"> <tr> <td>担 当 課</td> <td>保健福祉局高齢者サービス支援課</td> </tr> <tr> <td>設 置 基 準 等</td> <td>介護保険法 「短期入所生活介護」 福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例</td> </tr> </table> <p>【定義】 65歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものを短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう</p> <p>【解説】 普段は在宅介護を受けている要介護者が、事情によって一時的に居宅において介護を受けることができなくなった際、数日から一週間程度の短期間、泊まり込みで介護などのサービスを利用できるように設置された施設である。また、このような短期入所のことをショートステイ（短期入所生活介護）と呼ぶ。</p> <p>【概要】 短期入所生活介護は、短期入所生活介護単独の施設（老人短期入所施設）で運営を行っているケースもあるが、たいていは、特別養護老人ホームや介護付有料老人ホームが施設内に短期入所生活介護用のスペースを併設する方法（老人短期入所事業を行う施設）で運営している。</p> <p>対象となる高齢者は次の者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政の措置によって通わせる者。（65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者が、やむをえない事由により介護保険法に規定する通所介護を利用することが著しく困難であると認められるとき） 2 介護保険法その他の政令で利用を認められた者。 	担 当 課	保健福祉局高齢者サービス支援課	設 置 基 準 等	介護保険法 「短期入所生活介護」 福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例	
担 当 課	保健福祉局高齢者サービス支援課				
設 置 基 準 等	介護保険法 「短期入所生活介護」 福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例				
(2) 養護老人ホーム	【老人福祉法】第20条の4				
<table border="1"> <tr> <td>担 当 課</td> <td>保健福祉局高齢者サービス支援課</td> </tr> <tr> <td>設 置 基 準 等</td> <td>福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例</td> </tr> </table> <p>【定義】 65歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>【解説】 住宅事情や経済的な理由により、自宅で養護を受けることが困難になった65歳以上の高齢者が入所する老人福祉施設をいう。養護老人ホームでは、入所者の生活の場として、食事や入浴など日常生活の援助のほか、QOL（生活の質）向上のための文化教室やレクリエーション行事などがおこなわれている。養護老人ホームは介護保険の適用施設ではなく、利用料は入所者の収入に応じて決められる。行政による措置施設であり、入所の申し込みは施設ではなく市町村に行う。</p>	担 当 課	保健福祉局高齢者サービス支援課	設 置 基 準 等	福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例	
担 当 課	保健福祉局高齢者サービス支援課				
設 置 基 準 等	福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例				
(3) 特別養護老人ホーム	【老人福祉法】第20条の5				
<table border="1"> <tr> <td>担 当 課</td> <td>保健福祉局高齢者サービス支援課</td> </tr> <tr> <td>設 置 基 準 等</td> <td>介護保険法 福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例</td> </tr> </table> <p>【定義】 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>【解説】 入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護をはじめ、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話をおこなうことを目的として設置されている。特別養護老人ホームへの入所の条件は、65歳以上の日常的に介護が必要な人で、要介護1～5の認定を受けていることが前提となる。ただし、医療機関ではないので、入院が必要な病気やケガを抱えている人は入所できない。特別養護老人ホームは介護保険施設に指定されているため、施設での介護サービスには介護保険の適用を受けることができる。</p> <p>【施設】 特別養護老人ホームの介護保険法上の名称 入所定員が30名以上の場合「介護老人福祉施設」 入所定員が29名以下の場合「地域密着型介護老人福祉施設」</p>	担 当 課	保健福祉局高齢者サービス支援課	設 置 基 準 等	介護保険法 福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例	
担 当 課	保健福祉局高齢者サービス支援課				
設 置 基 準 等	介護保険法 福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例				
(4) 軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）【老人福祉法】第20条の6	①軽費老人ホーム・②軽費老人ホームA型				

<p>【補足事項】 有料老人ホームには介護付（一般型、外部サービス型）・住宅型・健康型の3つのタイプがあるが、健康型にあつては、本項に含まれないものであること。</p>	
<p>(5) 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設</p>	
所轄官庁担当部局	厚生労働省（老健局）
認可・届出の法令根拠	老人福祉法第14条
<p>（定義） 65歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたもの又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の生活保護法の規定による居宅介護（短期入所生活介護に限る。）又は介護予防（介護予防短期入所生活介護に限る。）に係る介護扶助に係る者を短期間入所させ、養護する事業を行うための施設をいう。</p>	
<p>(6) 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設</p>	
所轄官庁担当部局	厚生労働省（老健局）
認可・届出の法令根拠	老人福祉法第14条
<p>（定義） 65歳以上の者であつて、認知症であるために日常生活を営むのに支障があるもの又は介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の生活保護法の規定による居宅介護（認知症対応型共同生活介護に限る。）又は介護予防（介護予防認知症対応型共同生活介護に限る。）に係る介護扶助に係る者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業を行うための施設をいう。</p>	
<p>【解説】 認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）とは、身体は元気でも、少し認知症（かつての痴呆症）の症状のある人に対する介護サービスです。（共同生活に支障のない程度の認知症であることが条件で、医師によって判断されます。さらに認知症でも「要支援1」の認定を受けた人は利用することができません。）「5～9人ワンユニット」の共同生活の中で、食事、入浴、排せつなど日常生活上の支援や機能訓練を受けます。</p>	

<p>有料老人ホームに該当するサービスを提供しているが、有料老人ホームの届出をしていない施設（サービス付き高齢者向け住宅を除く）。 「高齢者向けケア付き住宅」、「ケア付き高齢者住宅」、「介護マンション」、「ケア付きマンション」、「ケア付き高齢者マンション」、「宅老所」等と称している場合もある。各施設によって提供されるサービスが異なる。</p>	
【補足】	<p>有料老人ホームには介護付（一般型、外部サービス型）・住宅型・健康型の3つのタイプがあるが、健康型にあつては、本項に含まれないものであること。</p>
<p>(6) 介護老人保健施設 【介護保険法】第8条第27項</p>	
担 当 課	保健福祉局高齢者サービス支援課
設 置 基 準 等	福岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
【定義】	<p>要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、都道府県知事の許可を受けたものをいう。</p>
【解説】	<p>介護老人保健施設は、病状安定期にあつて入院するほどではないものの、医師による検診や理学療法士・作業療法士によるリハビリテーション、看護・介護などの医療的ケアを必要とする高齢者が利用する福祉施設である。入所者は、ケアマネージャーが作成したケアプランに基づいて、医療と生活両面の福祉サービスを受けることができる。施設内では医療ケアも介護保険の適用を受けるため、医療費を少なく抑えることができる。なお、入所期間は決まっていなくても、介護老人保健施設は短期利用を前提としていて、基本的に長期にわたる入所はできないもの。 介護老人保健施設への入所の条件は、65歳以上でリハビリ・看護などの医療ケアを受けて自立した生活への復帰を目指す人であること。介護保険の適用施設なので、要介護認定を受けていることが前提となる。</p>
<p>(7) 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設</p>	
担 当 課	保健福祉局高齢者サービス支援課
設 置 基 準 等	福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例 福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例
【定義】	<p>65歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたもの又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の生活保護法の規定による居宅介護（短期入所生活介護に限る。）又は介護予防（介護予防短期入所生活介護に限る。）に係る介護扶助に係る者を短期間入所させ、養護する事業を行うための特別養護老人ホームその他厚生労働省令（老人福祉法施行規則第1条の4）で定める施設をいう。</p>
<p>(8) 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）</p>	
担 当 課	保健福祉局高齢者サービス支援課
設 置 基 準 等	福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例 福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例
【定義】	<p>要支援1・2又は要介護1以上の方が対象で、「通い」を中心に、利用者の状態や希望に応じて、「訪問」や「宿泊」のサービスを組み合わせて、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を提供するサービスを行う施設である。</p>
【解説】	<p>1事業所の登録者数は25名程度、1日当たりの通いの利用者は15名程度、泊まりの利用者は5～9名程度が上限。 ※登録者数は、H27から29名に変更となる可能性あり。</p>
<p>(9) 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設（認知症グループホーム）</p>	
担 当 課	保健福祉局高齢者サービス支援課
設 置 基 準 等	福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例 福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例
【定義】	<p>要支援2又は要介護1以上の者で認知症の状態にある方が、家庭的な雰囲気の中で共同生活をしながら、入浴、排せつ、食事など日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスである。</p>
【解説】	<p>認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）とは、身体は元気でも、少し認知症（かつての痴呆症）の症状のある人に対する介護サービスである。（共同生活に支障のない程度の認知症であることが条件で、医師によって判断される。さらに認知症でも「要支援1」の認定を受けた人は利用することができない。）「5～9人ワンユニット」の共同生活の中で、食事、入浴、排せつなど日常生活上の支援や機能訓練を受ける。</p>
<p>(10) その他これらに類似するものとして総務省令で定めるもの</p>	
<p>① お泊りデイサービス（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）</p>	
担 当 課	保健福祉局高齢者サービス支援課

2 介護保険法施設	
介護老人保健施設 【介護保険法】第8条第27項	
所轄官庁担当部局	厚生労働省（老健局）
認可・届出の法令根拠	介護保険法第94条第1項
<p>(定義) 要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、都道府県知事の許可を受けたものをいう。</p>	
<p>【解説】 介護老人保健施設は、病状安定期にあつて入院するほどではないものの、医師による検診や理学療法士・作業療法士によるリハビリテーション、看護・介護などの医療的ケアを必要とする高齢者が利用する福祉施設です。入所者は、ケアマネジャーが作成したケアプランに基づいて、医療と生活両面の福祉サービスを受けることができます。施設内では医療ケアも介護保険の適用を受けるため、医療費を少なく抑えることができます。なお、入所期間は決まっていますが、介護老人保健施設は短期利用を前提としていて、基本的に長期にわたる入所はできません。</p> <p>介護老人保健施設への入所の条件は、65歳以上でリハビリ・看護などの医療ケアを受けて自立した生活への復帰をめざす人です。介護保険の適用施設なので、要介護認定を受けていることが前提となります。</p>	

3 生活保護法に規定する施設	
救護施設 【生活保護法】第38条第2項	
所轄官庁担当部局	厚生労働省（社会・援護局）
認可・届出の法令根拠	生活保護法第40・41条
<p>(定義) 生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。</p>	
<p>【解説】 救護施設は、身体や精神に障害があり、経済的な問題も含めて日常生活をおくるのが困難な人たちが、健康に安心して生活するための施設です。他の障害者福祉施設と異なり、身体障害・知的障害・精神障害といった障害の種類によって対象が規定されておりません。実際に、救護施設には、身体障害のある人（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由などさまざま）、知的障害のある人、精神障害のある人、それらの障害を重複して持つ人、アルコール依存症の人、ホームレスの人など、多様な人が生活しています。</p>	

4 児童福祉法に規定する施設	
(1) 乳児院 【児童福祉法】第37条	
所轄官庁担当部局	厚生労働省（雇用均等・児童家庭局）
認可・届出の法令根拠	児童福祉法第35条

設置基準等		なし
【解説】	介護保険法に基づいた通所介護事業サービス（デイサービス）に加えてその利用者を対象に夜間に介護保険適用外の宿泊サービスを提供する事業形態。宿泊については、法定外のサービスのため自主事業扱いとなっている。	
【補足】	お泊りデイサービスが(6)項口又は(6)項へ該当するか否かは、「補足事項」2.(3)の「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」の判断基準によること。	
② 老人福祉法の届出及び介護保険法の指定を受けずこれらの事業を行っている施設で、一般に宅老所といわれているもの（避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させるものに限る。）		
【解説】	提供されるサービスは、法律上の定義が無いため各宅老所によって異なるが、日中はデイサービス、夜間は必要に応じてショートステイに類似したサービスに加えて、運営者独自の発想によるサービス提供がなされているところが多い。	
【補足】	<p>1 入所者の生活拠点が当該施設である場合は有料老人ホームとして用途判定し、また、小規模多機能型居宅介護事業のような事業形態で宿泊が長期にわたって入所しているような状態であれば、「補足事項」2.(3)の「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」の判断基準を参考に用途判定をすること。</p> <p>2 定員を多く申告することで、用途判定に支障をきたす場合は、老人福祉法の届出及び介護保険法の指定を受けず営業している入所施設に限り、居室1人当たりの面積は7.43㎡以上を基準とし算定する。この基準については、小規模多機能型居宅介護事業者の指定基準 _____ を準用する。</p>	
③ 複合型サービス（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）		
介護保険法 第8条22項		
担 当 課	保健福祉局高齢者サービス支援課	
設 置 基 準 等	福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例	
【定義】	「複合型サービス」とは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをいう。	
【解説】	小規模多機能型居宅介護の「通い」「訪問介護」「宿泊」のサービスに加え、必要に応じて「訪問看護」のサービスを一体的に受けられることができるサービスをいう。	

2 (6)項口(2)	
救護施設 【生活保護法】第38条第2項	
担 当 課	保健福祉局総務部保護課保護係
設 置 基 準 等	福岡市保護施設等の設備及び運営の基準等を定める条例
【定義】	生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。
【解説】	救護施設は、身体や精神に障害があり、経済的な問題も含めて日常生活をおくるのが困難な人たちが、健康に安心して生活するための施設。他の障害者福祉施設と異なり、身体障害・知的障害・精神障害といった障害の種類によって対象が規定されていない。実際に、救護施設には、身体障害のある人（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由などさまざま）、知的障害のある人、精神障害のある人、それらの障害を重複して持つ人、アルコール依存症の人、ホームレスの人など、多様な人が生活している。
【補足】	<p>居宅生活訓練事業を行う居宅の取扱い</p> <p>居宅生活訓練事業は、救護施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、居宅生活に移行可能な対象者のための訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、施設に入所している被保護者がスムーズに居宅生活に移行し、継続して居宅において生活できるよう支援することを目的とされ、対象者も居宅において生活を送ることが可能であると認められる者であることから、各居室の実態に応じて、単身入居であり、かつ、入居形態が一般の共同住宅と変わらないものにあつては、令別表第1(5)項口として取扱うことが適当と考えられるものであること。</p>

3 (6)項口(3)	
乳児院 【児童福祉法】第37条	
担 当 課	こども未来局こども家庭課
設 置 基 準 等	児童福祉法

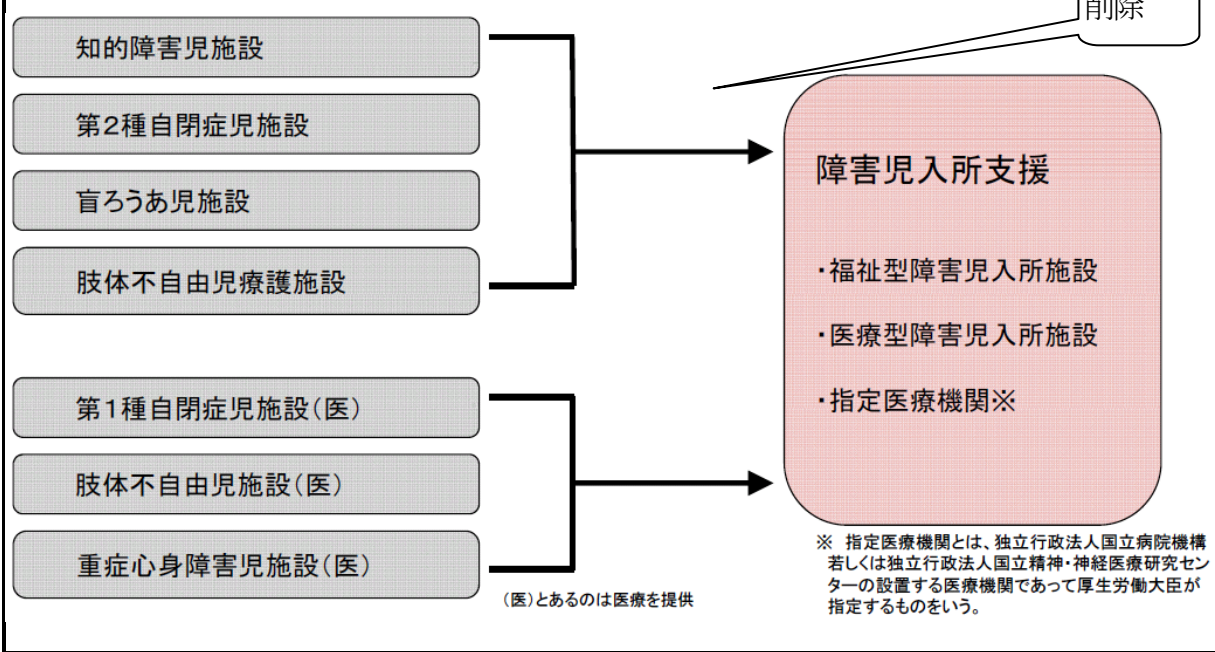
(定義) 乳児(保健上、その他の理由により特に必要のある場合には、幼児(を含む。))を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。
【解説】 乳児院は、さまざまな事情により、家庭で養育できない乳児等が暮らす生活の場です。子どもにとって欠かせない生活全般の世話を、職員が親に代わって行います。母親の精神・知的障害(疾患)と、虐待とそれに準ずる理由での入所者が多いほか、養育拒否された乳幼児の入所もあります。

(2) 障害児入所施設 【児童福祉法】第42条

所轄官庁担当部局	厚生労働省(社会・援護局障害保健福祉部)
認可・届出の法令根拠	児童福祉法第35条

(定義) 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む。)を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う施設
 医療の提供(医療法上の病院の指定)の有無により、「福祉型」又は「医療型」に分かれる。

【解説】 平成24年4月から児童福祉法の改正により、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設として障害種別に分かれていた障害児の入所サービスは、障害の重複化等を踏まえ、複数の障害に対応できるよう障害児入所施設に一元化された。



5 障害者自立支援法に規定する施設 (主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。)

(1) 障害者支援施設 【障害者自立支援法】第5条第12項

所轄官庁担当部局	厚生労働省(社会・援護局障害保健福祉部)
認可・届出の法令根拠	障害者自立支援法第38条第1項、第83条

(定義) 障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス(生活介護、自立訓練及び就労移行支援)を行う施設(のぞみの園及び児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設を除く。)をいう。

(2) 障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所(ショートステイ)施設

所轄官庁担当部局	厚生労働省(社会・援護局障害保健福祉部)
認可・届出の法令根拠	障害者自立支援法第36条第1項、第79条第2項

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例	
【定義】	乳児(1歳未満をいう。)(保健上、その他の理由により特に必要のある場合には、幼児(1歳以上をいう。))を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。
【解説】	乳児院は、さまざまな事情により、家庭で養育できない乳児等が暮らす生活の場である。子どもにとって欠かせない生活全般の世話を、職員が親に代わって行う。母親の精神・知的障害(疾患)と、虐待とそれに準ずる理由での入所者が多いほか、養育拒否された乳幼児の入所もある。
【その他】	乳児院における小規模グループケア施設 乳児院において、虐待を受けるなど心に深い傷をもつ子どものうち、手厚いケアを要する子供に対して、小規模なグループによるケア(ケア単位は原則4人以上6人以下)を行うための施設で、敷地内又は敷地外に設置できる。 「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について(平成17年雇児発律第0330008号)」

4 (6) 項口(4) 障害児入所施設 【児童福祉法】第42条

担 当 課	こども未来局こども発達支援課
設 置 基 準 等	福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 福岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

【定義】 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む。)を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う施設
 医療の提供(医療法上の病院の指定)の有無により、「福祉型」又は「医療型」に分かれる。

【解説】 平成24年4月から児童福祉法の改正により、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設として障害種別に分かれていた障害児の入所サービスは、障害の重複化等を踏まえ、複数の障害に対応できるよう障害児入所施設に一元化された。

5 (6) 項口(5) 「避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。」

(1) 障害者支援施設 【障害者総合支援法】第5条第11項

担 当 課	保健福祉局障害児者施設支援課
設 置 基 準 等	福岡市障害児者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例 福岡市指定障害児者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

【定義】 障害児者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型)を行う施設(のぞみの園及び児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設を除く。)をいう。

(2) 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所施設(ショートステイ)

担 当 課	保健福祉局障害児者在宅支援課
設 置 基 準 等	福岡市指定障害児福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例 福岡市障害児福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例

60歳以上程度の自立者又は軽度の要介護者を対象としており、建物は、設計や仕様などについて一定の基準をクリアしたケア付バリアフリー住宅となっていますが、「高齢者向けケア付き住宅」についての明確な定義がないため、各施設によって提供されるサービスが異なる。

【補足事項】 サービス付き高齢者向け住宅及び高齢者向けケア付き住宅については、通常(5)項口として取り扱うが、当該施設を設置・運営している事業者又はその委託を受けた外部事業者により、共用スペースにおける入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われているもので、本項とする。

(2) 老人福祉法の届出及び介護保険法の指定を受けずこれらの事業を行っている施設で、一般に宅老所といわれているもの(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。)

【解説】 提供されるサービスは、法律上の定義が無いため各宅老所によって異なるが、日中はデイサービス、夜間は必要に応じてショートステイに類似したサービスに加えて、運営者独自の発想によるサービス提供がなされているところが多い。1 事業所の登録者数は25名程度、1日当たりの通いの利用者は15名程度、泊まりの利用者は5~9名(福岡市5名程度)程度が上限。

【補足事項】
 1 入所者の生活拠点が当該施設である場合は有料老人ホームとして、また、小規模多機能型居宅介護事業のような事業形態で宿泊が長期にわたって入所しているような状態であれば、施設側が申告する最大宿泊定員により介護居室の定員の割合が半数以上の場合は、本項とする。
 2 定員を多く申告することで、用途判定に支障をきたす場合は、老人福祉法の届出及び介護保険法の指定を受けず営業している入所施設に限り、居室定員は1人当たり7.43㎡以上を基準とし算定する。この基準については、特定施設入居者生活介護事業者の指定基準(グループホーム)を準用する。



居室面積 8㎡



居室面積 16㎡



居室面積 24㎡

(3) 乳児院における小規模グループケア施設

【解説】 乳児院において、虐待を受けるなど心に深い傷をもつ子どものうち、手厚いケアを要する子供に対して、小規模なグループによるケア(ケア単位は原則4人以上6人以下)を行うための施設で、乳児院の敷地内に設けることが望ましいが、職員間の連携がとれる範囲内であれば、乳児院から離れた場所にもうけることができます。「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について(平成17年雇児発律第0330008号)」

6項ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。)、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項若しくは第4項に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。) 又は障害者自立支援法第5条第7項、第8項、第10項若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)

6項ハ (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(口(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(口(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(口(1)に掲げるものを除く。)その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの。
 (2) 更生施設
 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童発達支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設そのほかこれらに類するものとして総務省令で定めるもの。
 (4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。)
 (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(口(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15

定 義	補足表参照		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
該当用途例	1 老人福祉法に規定する施設 (1) 老人デイサービスセンター、(2) 軽費老人ホーム (①経過的軽費老人ホーム・②軽費老人ホーム)、(3) 老人福祉センター、(4) 老人介護支援センター、(5) 有料老人ホーム (主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。)(①介護付有料老人ホーム・②住宅型有料老人ホーム・③健康型有料老人ホーム)、(6) 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、(7) 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設		
	2 生活保護法に規定する施設 更生施設		
	3 児童福祉法に規定する施設 (1) 助産施設 (第一種助産施設・第二種助産施設)、(2) 保育所、(3) 児童養護施設、(4) 児童発達支援センター、(5) 情緒障害児短期治療施設、(6) 児童自立支援施設、(7) 児童家庭支援センター、(8) 児童発達支援、(9) 放課後等デイサービス、(10) 家庭的保育事業(平成22年4月23日消指第32号)		
	4 身体障害者福祉法に規定する施設 身体障害者福祉センター		
	5 障害者自立支援法に規定する施設 (1) 障害者支援施設 (主として障害の程度が重い者を入居させるものを除く。)、(2) 地域活動支援センター、(3) 福祉ホーム、(4) 障害者自立支援法第5条第7項に規定する生活介護を行う施設、(5) 障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所を行う施設、(6) 障害者自立支援法第5条第10項に規定する共同生活介護を行う施設、(7) 障害者自立支援法第5条第13項に規定する自立訓練事業を行う施設 (①機能訓練・②生活訓練)、(8) 障害者自立支援法第5条第14項に規定する就労移行支援事業を行う施設、(9) 障害者自立支援法第5条第15項に規定する就労継続支援事業を行う施設 (①A型・②B型)、(10) 障害者自立支援法第5条第16項に規定する共同生活援助を行う施設		
	6 その他これらに類似するもの (1) サービス付高齢者向け住宅等 (当該施設を設置・運営している事業者又はその委託を受けた外部事業者により、共用スペースにおける入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われているもので主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。)(①サービス付き高齢者向け住宅、②高齢者向けケア付住宅)、(2) 老人福祉法の届出及び介護保険法の指定を受けずこれらの事業を行っている施設で、一般に宅老所といわれているもの (主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。)、(3) 認可外保育所		
補足事項	6項口参照		

《補 足 表》

1 老人福祉法に規定する施設	
(1) 老人デイサービスセンター 【老人福祉法】第20条の2の2	
所轄官庁担当部局	厚生労働省 (老健局)
認可・届出の法令根拠	老人福祉法第15条第2項
(定義) 65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの (養護者を含む。) を通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。	
【解説】 デイサービスは、通所介護ともいわれ、在宅介護の要介護者がデイサービス対応の介護老人福祉施設に通って、食事や入浴のほか、簡単な動作訓練やレクリエーションなどの介護サービスを受けるものです。要介護者は自宅に閉じこもっていると介護度が重くなっていく危険性があるため、外に出ることが大切です。デイサービスを利用して同世代の人や介護スタッフとのコミュニケーションを図り、心身をリフレッシュさせることに大きな意義があります。 デイサービスは介護保険の適用事業ですから、まず居宅介護支援事業者にケアプランの作成を依頼し、ケアマネージャーが作成したケアプランにしたがってサービスを利用することになります。なお、要支援者が利用できるデイサービスは、介護予防を主眼に置いたものになっており、ケアプランの作成も、居宅介護支援事業者ではなく地域包括支援センターに依頼することになっています。	
(2) 軽費老人ホーム 【老人福祉法】第20条の6	
(①経過的軽費老人ホーム・②軽費老人ホーム)	
所轄官庁担当部局	厚生労働省 (老健局)
認可・届出の法令根拠	老人福祉法第15条第5項、社会福祉法第62条
(定義) 無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設で、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームを除くものをいう。	

条に規定する共同生活援助を行う施設 (短期入所等施設を除く。)			
定 義	補足表参照		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
補足事項	6項口参照		

《補 足 表》

1 (6)項ハ(1)			
(1) 老人デイサービスセンター 【老人福祉法】第20条の2の2			
担 当 課	保健福祉局高齢者サービス支援課		
設 置 基 準 等	介護保険法 「通所介護」 福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例 福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例		
【定義】	65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの (養護者を含む。) を通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。		
【解説】	デイサービスは、通所介護ともいわれ、在宅介護の要介護者がデイサービス対応の介護老人福祉施設に通って、食事や入浴のほか、簡単な動作訓練やレクリエーションなどの介護サービスを受けるものである。 要介護者は自宅に閉じこもっていると介護度が重くなっていく危険性があるため、外に出ることが大切である。 デイサービスを利用して同世代の人や介護スタッフとのコミュニケーションを図り、心身をリフレッシュさせることに大きな意義がある。デイサービスは介護保険の適用事業であるため、まず居宅介護支援事業者にケアプランの作成を依頼し、ケアマネージャーが作成したケアプランにしたがってサービスを利用することになる。 なお、要支援者が利用できるデイサービスは、介護予防を主眼に置いたものになっており、ケアプランの作成も、居宅介護支援事業者ではなく地域包括支援センターに依頼することになっている。		
(2) 軽費老人ホーム (ロ(1)に掲げるものを除く。) 【老人福祉法】第20条の6			
(①軽費老人ホーム・②軽費老人ホームA型)			
担 当 課	保健福祉局高齢者サービス支援課		
設 置 基 準 等	社会福祉法 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例		

<p>【解説】 軽費老人ホームは、事情があつて自宅での生活が困難になつた、60歳以上の高齢者（夫婦の場合ほどちらかが60歳以上）が、低料金で入所できる老人福祉施設です。この軽費老人ホームは、高齢であつても基本的な日常生活を自立して送れることが入所の基本条件となつており、部屋は個室を使用する。</p>	
<p>【軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年5月9日厚生労働省令第107号）】</p> <p>① 経過的軽費老人ホーム（旧A・B型）</p> <p>【解説】 低所得階層に属する老人であつて、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難なものが低額な料金で利用し、健康で明るい生活を送ることを目的とする。給食を行うA型と自炊のB型がある。</p> <p>② 軽費老人ホーム（旧ケアハウス）</p> <p>【解説】 身体機能の低下や高齢などのため、独立して生活するには不安が認められるが、独立した生活を送れるよう工夫された施設で、給食、入浴等のサービスを行う。</p>	
<p>(3) 老人福祉センター 【老人福祉法】第20条の7</p>	
所轄官庁担当部局	厚生労働省（老健局）
認可・届出の法令根拠	老人福祉法第15条第5項
<p>（定義） 無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>【解説】 老人福祉センターは、無料または低額な料金で、老人福祉に関する各種の相談に応じ、高齢者の健康増進や教養の向上、またレクリエーションなどの機会を総合的に提供する場として設置された老人福祉施設です。</p> <p>老人福祉センターは、自治体や社会福祉協議会などによって運営されており、その地域に住む60歳以上の人なら誰でも利用でき、地域の高齢者同士を結ぶコミュニティ機関の役割も果たしています。ただし、施設での介護サービス提供はありません。</p> <p>老人福祉センターは、娯楽室や大広間、会議室や機能回復訓練室などを備えていて、なかにはゲートボール場や浴場、宿泊施設まで持つ施設もあります。老人クラブの会合や文化教室などに利用されることが多いようです。</p>	
<p>(4) 老人介護支援センター 【老人福祉法】第20条の7の2</p>	
所轄官庁担当部局	厚生労働省（老健局）
認可・届出の法令根拠	老人福祉法第15条第2項
<p>（定義） 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、養護者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその養護者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。</p>	
<p>(5) 有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。） 【老人福祉法】第29条</p>	
<p>(①介護付有料老人ホーム・②住宅型有料老人ホーム・③健康型有料老人ホーム)</p>	
所轄官庁担当部局	厚生労働省（老健局）
認可・届出の法令根拠	老人福祉法第29条
<p>（定義） 老人福祉法第29条に定める老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設をいう。</p> <p>① 介護付有料老人ホーム（一般型、外部サービス型）</p> <p>・一般型特定施設入居者生活介護 ・外部サービス利用型特定施設入居者生活介護</p> <p>【解説】（6）項口参照</p> <p>② 住宅型有料老人ホーム</p> <p>【解説】（6）項口参照</p> <p>③ 健康型有料老人ホーム</p> <p>【解説】</p> <p>食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となつた場合には、契約を解除し退居しなければなりません。</p>	
<p>(6) 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設</p>	
所轄官庁担当部局	厚生労働省（老健局）
認可・届出の法令根拠	老人福祉法第14条

【定義】	無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設で、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームを除くものをいう。
【解説】	軽費老人ホームは、事情があつて自宅での生活が困難になつた、60歳以上の高齢者（夫婦の場合ほどちらかが60歳以上）が、低料金で入所できる老人福祉施設です。この軽費老人ホームは、高齢であつても基本的な日常生活を自立して送れることが入所の基本条件となつており、部屋は個室を使用する。
【解説】	① 軽費老人ホーム（旧ケアハウス）
	身体機能の低下や高齢などのため、独立して生活するには不安が認められるが、独立した生活を送れるよう工夫された施設で、給食、入浴等のサービスを行う。
【解説】	② 軽費老人ホームA型
	低所得階層に属する老人であつて、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難なものが低額な料金で利用し、健康で明るい生活を送ることを目的とする。
<p>(3) 老人福祉センター 【老人福祉法】第20条の7</p>	
担 当 課	保健福祉局 高齢社会部 高齢社会政策課
設 置 基 準 等	福岡市立老人福祉センター条例
【定義】	無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。
【解説】	老人福祉センターは、無料または低額な料金で、老人福祉に関する各種の相談に応じ、高齢者の健康増進や教養の向上、またレクリエーションなどの機会を総合的に提供する場として設置された老人福祉施設である。
【解説】	老人福祉センターは、自治体や社会福祉協議会などによって運営されており、その地域に住む60歳以上の人なら誰でも利用でき、地域の高齢者同士を結ぶコミュニティ機関の役割も果たしている。ただし、施設での介護サービス提供はない。
	老人福祉センターは、娯楽室や大広間、会議室や機能回復訓練室などを備えており、なかにはゲートボール場や浴場宿泊施設まで持つ施設もある。老人クラブの会合や文化教室などに利用されることが多い。
<p>(4) 老人介護支援センター 【老人福祉法】第20条の7の2</p>	
担 当 課	保健福祉局地域包括ケア推進課
設 置 基 準 等	福岡市老人福祉法施行細則
【定義】	地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、養護者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその養護者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。
<p>(5) 有料老人ホーム（口(1)に掲げるものを除く。） 【老人福祉法】第29条</p>	
<p>(①介護付有料老人ホーム・②住宅型有料老人ホーム・③健康型有料老人ホーム・④その他有料老人ホームに該当する住宅（サービス付き高齢者向け住宅・未届有料老人ホーム）)</p>	
担 当 課	保健福祉局高齢者サービス支援課 住宅都市局住宅計画課（サービス付き高齢者向け住宅等）
設 置 基 準 等	「福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」 「福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」 「福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例」 福岡市有料老人ホーム設置運営指導指針 高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者すまい法）（サービス付き高齢者向け住宅等）
【定義】	老人福祉法第29条に定める老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設をいう。
【解説】	① 介護付有料老人ホーム（一般型、外部サービス型）、② 住宅型有料老人ホーム及び④ その他有料老人ホームに該当する住宅 （6）項口参照
	③ 健康型有料老人ホーム 食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設。介護が必要となつた場合には、契約を解除し退居しなければならない。
<p>(6) 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設</p>	
担 当 課	保健福祉局高齢者サービス支援課
設 置 基 準 等	介護保険法 福岡市老人福祉法施行細則 福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例 福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

<p>(定義) 65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他生活保護法の規定による居宅介護(通所介護及び認知症対応型通所介護に限る。)又は介護予防(介護予防通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に限る。)に係る介護扶助に係る者(その養護者を含む。)につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある者に必要な便宜を供与する事業を行うための施設をいう。</p> <p>当該事業は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センター、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第2条第3項第3号に規定する施設等で行われる。</p>	
<p>(7) 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設</p>	
所轄官庁担当部局	厚生労働省(老健局)
認可・届出の法令根拠	老人福祉法第14条
<p>(定義) 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの又は介護保険法の規定による小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他生活保護法の規定による居宅介護(小規模多機能型居宅介護に限る。)又は介護予防(介護予防小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る介護扶助に係る者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、サービスの拠点に通わせ、または短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上又は精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある者に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うための施設をいう。</p>	

<p>2 生活保護法に規定する施設</p>	
<p>更生施設 【生活保護法】第38条第3項</p>	
所轄官庁担当部局	厚生労働省(雇用均等・児童家庭局)
認可・届出の法令根拠	生活保護法第40条、第41条
<p>(定義) 生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>【解説】 更生施設は、救護施設と同じように、身体・精神に障害のある人を受け入れて生活援助をする施設ですが、その目的には若干のちがひがあります。更生施設には、比較的要介護度は低いものの、放浪や家出、売春、犯罪などの過去を背負った人などが社会復帰を目的として生活しています。したがって、救護施設と同様の援助に加え、職業訓練や生活訓練などの更生援助が個別に行われています。</p>	

<p>3 児童福祉法に規定する施設</p>	
<p>(1) 助産施設 【児童福祉法】第36条</p> <p>(①第一種助産施設・②第二種助産施設)</p>	
所轄官庁担当部局	厚生労働省(雇用均等・児童家庭局)
認可・届出の法令根拠	児童福祉法第35条
<p>(定義) 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。</p> <p>① 第一種助産施設 【児童福祉最低基準】第15条第2項 医療法(昭和23年法律第205号)の病院である助産施設をいう。</p> <p>② 第二種助産施設 【児童福祉最低基準】第15条第3項 医療法の助産所である助産施設をいう。</p>	

<p>福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例 福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例</p>	
【定義】	<p>要介護・要支援認定を受けた高齢者が昼間の一定時間、デイサービスセンターなどの施設で、食事・入浴・排せつなどの介助や日常生活上の世話、機能訓練などを受ける、日帰りの通所介護サービスをいう。</p> <p>当該事業は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センター、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第2条第3項第3号に規定する施設等で行われることがある。</p>
<p>(7) 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)</p>	
担当課	保健福祉局高齢者サービス支援課
設置基準等	介護保険法 福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例 福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例
【定義】	<p>要支援1・2又は要介護1以上の方が対象で、「通い」を中心に、利用者の状態や希望に応じて、「訪問」や「宿泊」のサービスを組み合わせて、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を提供するサービスを行う施設である。</p>
<p>(8) その他これらに類似するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>① 老人福祉法の届出及び介護保険法の指定を受けずこれらの事業を行っている施設で、一般に宅老所といわれているもの(ロ(1)に掲げるものを除く。)</p>	
【解説】	(6)項ロ(1)欄参照
【補足】	(6)項ロ(1)欄参照
<p>② 複合型サービス(ロ(1)に掲げるものを除く。) 介護保険法 第8条22項</p>	
担当課	保健福祉局高齢者サービス支援課
設置基準等	福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
【定義】	(6)項ロ(1)欄参照
【解説】	(6)項ロ(1)欄参照

<p>2 (6)項ハ(2)</p>	
<p>更生施設 【生活保護法】第38条第3項</p>	
担当課	保健福祉局保護課
設置基準等	福岡市保護施設等の設備及び運営の基準等を定める条例
【定義】	<p>生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。</p>
【解説】	<p>更生施設は、救護施設と同じように、身体・精神に障害のある人を受け入れて生活援助をする施設だが、その目的には若干のちがひがある。更生施設には、比較的要介護度は低いものの、放浪や家出、売春、犯罪などの過去を背負った人などが社会復帰を目的として生活している。したがって、救護施設と同様の援助に加え、職業訓練や生活訓練などの更生援助が個別に行われている。</p>

<p>3 (6)項ハ(3)</p>	
<p>(1) 助産施設 【児童福祉法】第36条</p> <p>(①第一種助産施設・②第二種助産施設)</p>	
担当課	こども未来局こども家庭課
設置基準等	福岡市児童福祉法施行細則 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例(以下「児童福祉最低基準」という。)
【定義】	<p>保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。</p>
【施設】	<p>① 第一種助産施設 【児童福祉最低基準】第15条第2項 医療法(昭和23年法律第205号)の病院である助産施設をいう。</p>
	<p>② 第二種助産施設 【児童福祉最低基準】第15条第3項 医療法の助産所である助産施設をいう。</p>

(2) 保育所		【児童福祉法】第39条
所轄官庁担当部局	厚生労働省（雇用均等・児童家庭局）	
認可・届出の法令根拠	児童福祉法第35条	
(定義)	日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。	
【解説】	保育所は、保護者が働いていたり、病気の状態にあるなどのため、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育することを目的とする施設であり、通所する児童の心身の健全な発達を図る役割も有するものである。	
(3) 児童養護施設		【児童福祉法】第41条
所轄官庁担当部局	厚生労働省（雇用均等・児童家庭局）	
認可・届出の法令根拠	児童福祉法第35条	
(定義)	保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。	
【解説】	児童養護施設は、さまざまな事情で保護者と一緒に暮らすことのできない、3歳ぐらいから18歳までの子どもたちの生活の場です。1997年の児童福祉法改正で、養護施設と虚弱児施設が再編成され児童養護施設となりました。保護者に代わって養育するだけでなく、施設を出たあとの社会生活のことも考え、子どもたちの自立を支援していくことを目的としています。心に傷を負っている子どもたちも多く、精神的な安定を図るための専門的な援助技術が要求されます。また、子どもたちへの援助だけでなく、学校や児童相談所など関係機関との連絡調整や、保護者との面接、家庭に戻るための援助、地域の人々との交流活動など、職務内容は多岐にわたります。	

(2) 保育所		【児童福祉法】第39条
担 当 課	こども未来局保育課	
設 置 基 準 等	福岡市保育所条例 福岡市児童福祉法施行細則 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例	
【定義】	日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。	
【解説】	保育所は、保護者が働いていたり、病気の状態にあるなどのため、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育することを目的とする施設であり、通所する児童の心身の健全な発達を図る役割も有するものである。	
(3) 幼保連携型認定こども園		【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律】 (通称：「認定こども園法」)第2条第7項
担 当 課	こども未来局保育課	
設 置 基 準 等	児童福祉法 福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例	
【定義】	「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満二歳以上の幼児に対する教育及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設をいう。	
【解説】	1 幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設の機能を備えた単一の施設として教育・保育を一体的に行う施設で、認可権者である市が「幼保連携型認定こども園」として認可する。 2 認定こども園には、幼保連携型以外に「幼稚園型」、「保育所型」及び「地方裁量型」の3つの類型があり、市が定める条例による認定基準を満たす場合は、市が「認定こども園」として認定する。 また、幼保連携型以外の認定こども園については、名称や類型だけで判断することなく、建物形態や実態に即して用途判定を行うこと。	
(4) 児童養護施設		【児童福祉法】第41条
担 当 課	こども未来局こども家庭課	
設 置 基 準 等	福岡市児童福祉法施行細則 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例	
【定義】	保護者のない1歳以上の児童（乳児（1歳未満をいう）を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。	
【解説】	児童養護施設は、さまざまな事情で保護者と一緒に暮らすことのできない、3歳位から18歳までの子どもたちの生活の場である。保護者に代わって養育するだけでなく、施設を出たあとの社会生活のことも考え、子どもたちの自立を支援していくことを目的としている。心に傷を負っている子どもたちも多く、精神的な安定を図るための専門的な援助技術が要求される。また、子どもたちへの援助だけでなく、学校や児童相談所など関係機関との連絡調整や、保護者との面接、家庭に戻るための援助、地域の人々との交流活動など、職務内容は多岐にわたる。	
(5) 児童自立支援施設		【児童福祉法】第44条
担 当 課	こども未来局こども家庭課	
設 置 基 準 等	福岡市児童福祉法施行細則 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例	
【定義】	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。	
【解説】	児童自立支援施設は、窃盗や傷害などの不良行為をしたり、また今後するおそれのある児童を入所させて保護するための施設である。児童に生活や学習への積極性を育み、職業生活への関心を高めることにより社会に適応できるよう、生活・学習・職業指導を行う。教護院から改称され、新たに通所機能も導入された。	
(6) 児童家庭支援センター		【児童福祉法】第44条の2
担 当 課	こども未来局こども家庭課	
設 置 基 準 等	福岡市児童福祉法施行細則 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例	
【定義】	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。	

(7) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業（地域密着型）

担 当 課	こども未来局子育て支援課
根 拠 法 令 等	児童福祉法
【定義】	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、地域子育て支援拠点、駅ビル商店街などの駅周辺等利便性の高い場所などにおいて一時的に預かり、必要な保護を行う事業。対象は、市内に居住する生後6か月から小学校就学前の乳幼児であり、病児・病後児は対象外とする。
【解説】	地域密着型 ① 保育所の設備の基準に準じて、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊技場を除く。）を設けること。 ② 乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上の保育士を配置し、これらの保育士の合計数は2人を下回ることとはできないこと。 ※ 一時預かり事業（地域密着型）は社会福祉法の第二種社会福祉事業となる。事業開始にあたっては都道府県への届出が必要。 ※ 一般住宅において、事業を行う場合は、「住居利用型の児童福祉事業に係る消防法令上の取り扱いについて」（平成22年4月23日消指第32号）によること。

(8) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

担 当 課	こども未来局子育て支援課
設 置 基 準 等	福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例
【定義】	市が認定した保育士資格を持つ「保育ママ（家庭的保育者）」が、補助者と2人以上で、賃貸アパートの一室などを使い、家庭的な環境の中で、5人までの乳幼児の保育を行う事業である。
【解説】	市が認定した家庭的保育者が、家庭的保育補助者と2人以上で保育を行い、給食もある。「連携施設」を設定し、必要に応じて合同保育や代替保育の提供を求め、保育室卒業後の確実な受け皿として契約を結んでいる。（「連携施設」の設定は必須としている。） 利用者は、市内に住む生後3か月から2歳までの乳幼児で、保護者の就労等で家庭での保育が困難と市が認める子供（年度途中で3歳に達した場合は当該年度の3月末日まで）を対象とし、1保育室あたり5人を定員とする。 ※ 一般住宅において、事業を行う場合は、「住居利用型の児童福祉事業に係る消防法令上の取り扱いについて」（平成22年4月23日消指第32号）によること。

(9) その他これらに類する施設

① 認可外保育施設

担 当 課	こども未来局監察指導課
設 置 基 準 等	認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日雇児発第177号） 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について（平成17年1月21日雇児発第0121002号）
【解説】	都道府県知事（指定都市市長、中核市市長を含む。）が認可している認可保育所以外の保育施設であり、認可外保育施設（福岡市及び北九州市以外の県内については届出保育施設）と呼ばれ、5人以下の乳幼児を預かる小規模施設や事業所の職員の児童のみを対象とした事業所内保育施設等一部の施設を除き、設置開設した際に児童福祉法第59条の2により都道府県に届け出ることが必要とされる施設である。 認可外保育施設は、個人、団体、民間会社等さまざまな主体が設置しており、利用形態も様々である。主な種類としては、事業所内保育施設、ベビーホテル、事業者がその顧客のために設置する施設、臨時に設置された施設などがある。 ※ 認可外保育施設に対しては、「児童福祉法」に基づき、市が、その設置・運営状況について指導監督を行っており、毎年、施設の設置者に対して運営状況の報告を求めるとともに、原則として年1回の「立入調査」を実施している。「立入調査」では、認可外保育施設指導監督基準に基づいて、基準に適合しているか否かを調査し、調査の結果、改善を求め必要がある場合は、文書による改善指導を行う。（比較的軽微な事項については、口頭指導を行う。） 基準を全て満たしている施設や改善状況の報告書に基づき、全項目について適合していることを確認した施設に対して、『認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書』を交付することとしている。 この証明書の交付を受けている施設を、「基準適合届出保育施設」と呼ぶ。
【補足】	託児所が保育上必要な施設（乳児室、保育室等）を一部でも専用として有する場合は、認可の有無（平成13年4月17日付け消防予第127号「許可外保育施設に対する防火安全の指導について」）、乳幼児数、保母数にかかわらず保育所に含まれる。

② 小規模保育事業を行う施設

担 当 課	こども未来局子育て支援課
-------	--------------

(4) 児童発達支援センター 【児童福祉法】第43条	
所轄官庁担当部局	厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部）
認可・届出の法令根拠	児童福祉法第35条
<p>（定義） 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）を日々保護者の下から通わせて、次の各号に定める支援を提供することを目的とする施設をいう。</p> <p>1 福祉型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練</p> <p>2 医療型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療</p> <p>【解説】 平成24年4月から児童福祉法等の改正により、これまでの通所支援、児童デイサービスについて、障害種別による区分をなくし、児童発達支援、医療型児童発達支援に一元化された。</p>	
(5) 情緒障害児短期治療施設 【児童福祉法】第43条の2	
所轄官庁担当部局	厚生労働省（雇用均等・児童家庭局）
認可・届出の法令根拠	児童福祉法第35条
<p>（定義） 軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>【解説】 情緒障害児短期治療施設は、学校や家庭での人間関係などが原因で社会適応が困難であったり、乱暴や盗みなどの問題行動、チック症や拒食といった神経性の習癖など、軽度の情緒障害のある子どもたちを対象とした施設です。短期間の入所や、通所によって、各種心理療法による治療や生活指導、情緒障害児学級での学校教育などを行い、<u>社会適応性を高めることを目的とした施設です。</u></p> <p>医師や心理療法担当職員が児童の心理治療にあたり、児童指導員・保育士が生活指導を担当しています。情緒障害児学級において学校教育を担当する教員などの専門職員が配置されています。</p>	
<p>【参考】 「情緒障害」 保護者等による虐待や家庭、学校での人間関係等が原因となつて、恐れ、喜びなどの基本的な感情や、行動、生理面などの不安な状態が、一過的可逆的にあらわれている状態をいう。</p>	
(6) 児童自立支援施設 【児童福祉法】第44条	
所轄官庁担当部局	厚生労働省（雇用均等・児童家庭局）
認可・届出の法令根拠	児童福祉法第35条
<p>（定義） 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>【解説】 児童自立支援施設は、窃盗や傷害などの不良行為をしたり、また今後するおそれのある児童を入所させて保護するための施設です。児童に心理的矯正指導や懲罰を科したりはせず、生活や学習への積極性を育み、職業生活への関心を高めることによって社会に適応できるよう、生活・学習・職業指導を行います。教護院から改称され、新たに通所機能も導入されました。</p>	
(7) 児童家庭支援センター 【児童福祉法】第44条の2	

設置基準等	福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例
【定義】	市が認可した者が、賃貸借物件の一室等を使い、保育士が乳幼児の保育を行う。
【解説】	<ul style="list-style-type: none"> 市が認可した者が、賃貸借物件の一室等を使い、保育士が6人～19人の乳幼児（0～2歳児）の保育を行う（給食もある）。 乳幼児又はほふく室（0～1歳児を保育する場合の面積は、1人につき3.3㎡以上）、調理設備及び便所を設置する。満2歳児を保育する場合は、1人につき3.3㎡の屋外遊戯室を設置する。 A型、B型、C型があり、類型別で設備の基準、配置職員数、定員等が異なる。 ※ 設備の詳細な基準については、別紙（福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第29条、33条、34条）を参照すること。
4 (6)項ハ(4)	
(1) 児童発達支援センター 【児童福祉法】第43条	
担当課	こども未来局こども発達支援課
設置基準等	福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
【定義】	<p>身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）を日々保護者の下から通わせて、次の各号に定める支援を提供することを目的とする施設をいう。</p> <p>1 福祉型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練</p> <p>2 医療型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療</p>
【解説】	平成24年4月から児童福祉法等の改正により、これまでの通所支援、児童デイサービスについて、障害種別による区分をなくし、児童発達支援、医療型児童発達支援に一元化された。
(2) 情緒障害児短期治療施設 【児童福祉法】第43条の2	
担当課	こども未来局こども家庭課
設置基準等	福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例
【定義】	軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。
【解説】	<p>情緒障害児短期治療施設は、学校や家庭での人間関係などが原因で社会適応が困難であったり、乱暴や盗みなどの問題行動、チック症や拒食といった神経性の習癖など、軽度の情緒障害のある子どもたちを対象とした施設である。短期間の入所や、通所によって、各種心理療法_____や生活指導、情緒障害児学級での学校教育などを行い、<u>治療を目的とした施設である。</u></p> <p>医師や心理療法担当職員が児童の心理治療にあたり、児童指導員・保育士が生活指導を担当している。情緒障がい児学級において学校教育を担当する教員などの専門職員が配置されている。</p>

所轄官庁担当部局	厚生労働省（雇用均等・児童家庭局）
認可・届出の法令根拠	児童福祉法第35条
<p>（定義） 地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。</p>	
(8) 児童発達支援 【児童福祉法】第6条の2第2項	
所轄官庁担当部局	厚生労働省（雇用均等・児童家庭局）
認可・届出の法令根拠	児童福祉法第35条
<p>（定義） 障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p>	
(9) 放課後等デイサービス 【児童福祉法】第6条の2第4項	
所轄官庁担当部局	厚生労働省（雇用均等・児童家庭局）
認可・届出の法令根拠	児童福祉法第35条
<p>（定義） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。</p>	

4 身体障害者福祉法に規定する施設	
身体障害者福祉センター 【身体障害者福祉法】第31条	
所轄官庁担当部局	厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部）
認可・届出の法令根拠	身体障害者福祉法第28条
<p>（定義） 無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。</p> <p>【解説】 身体障害者福祉センターとは、在宅の身体障害者とその家族、ボランティアなどが自由に交流し、文化活動などを行う拠点として親しまれている施設です。障害があっても住み慣れた地域のなかで、自宅で生活するという、ノーマライゼーションの気運が高まるにつれて、このセンターの果たす役割はますます大きくなっています。利用料は無料または低額で、各種相談、機能訓練、スポーツなどの機会も提供されます。</p> <p>身体障害者福祉センターにはA型とB型の2つの種別があります。</p> <p>A型は都道府県、政令指定都市を単位に設置され、各種相談や機能訓練、社会参加と交流の促進、スポーツ・レクリエーションなどのサービスを総合的に提供します。</p> <p>B型は人口10万人を単位として設置され、在宅障害者に対するデイサービス事業や関係福祉団体に対する便宜の供与を行います。</p>	

5 障害者自立支援法に規定する施設	
(1) 障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。） 【障害者自立支援法】第5条第12項	
所轄官庁担当部局	厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部）
認可・届出の法令根拠	障害者自立支援法第83条
<p>（定義） 障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生介護、自立訓練及び就労移行支援）をいう。）を行う施設（のぞみの園及び児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設を除く。）をいう。</p>	
(2) 地域活動支援センター 【障害者自立支援法】第5条第26項	
所轄官庁担当部局	厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部）
認可・届出の法令根拠	障害者自立支援法第79条第2項
<p>（定義） 障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を供与する施設をいう。</p>	
(3) 福祉ホーム 【障害者自立支援法】第5条第27項	
所轄官庁担当部局	厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部）
認可・届出の法令根拠	障害者自立支援法第79条第2項
<p>（定義） 現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。</p>	
(4) 障害者自立支援法第5条第7項に規定する生活介護を行う施設	

(3) 児童発達支援 【児童福祉法】第6条の2第2項	
担 当 課	こども未来局こども発達支援課
設 置 基 準 等	福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
【定義】	障がい児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。
(4) 放課後等デイサービス 【児童福祉法】第6条の2第4項	
担 当 課	こども未来局こども発達支援課
設 置 基 準 等	福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
【定義】	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。

5 (6)項ハ(5)	
(1) 身体障害者福祉センター 【身体障害者福祉法】第31条	
担 当 課	保健福祉局障がい者施設支援課
設 置 基 準 等	身体障害者福祉法
【定義】	無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。
【解説】	身体障害者福祉センターとは、在宅の身体障害者とその家族、ボランティアなどが自由に交流し、文化活動などを行う拠点として親しまれている施設である。障害があっても住み慣れた地域のなかで、自宅で生活するという、ノーマライゼーションの気運が高まるにつれて、このセンターの果たす役割はますます大きくなっている。利用料は無料または低額で、各種相談、機能訓練、スポーツなどの機会も提供される。
	身体障害者福祉センターにはA型とB型の2つの種別がある。
	A型は都道府県、政令指定都市を単位に設置され、各種相談や機能訓練、社会参加と交流の促進、スポーツ・レクリエーションなどのサービスを総合的に提供する。
	B型は人口10万人を単位として設置され、在宅障害者に対するデイサービス事業や関係福祉団体に対する便宜の供与を行う。
(2) 障害者支援施設（口(5)に掲げるものを除く。） 【障害者総合支援法】第5条第11項	
担 当 課	保健福祉局障がい者施設支援課
設 置 基 準 等	福岡市障がい者支援施設の設備及び運営の基準等を定める条例 福岡市指定障がい者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
【定義】	障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型をいう。）を行う施設（のぞみの園及び児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設を除く。）をいう。
(3) 地域活動支援センター 【障害者総合支援法】第5条第25項	
担 当 課	保健福祉局障がい者施設支援課
設 置 基 準 等	福岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準等を定める条例
【定義】	利用者（地域活動支援センターを利用する障がい者及び障がい児をいう。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものをいう。
(4) 福祉ホーム 【障害者総合支援法】第5条第26項	
担 当 課	保健福祉局障がい者在宅支援課
設 置 基 準 等	福岡市福祉ホームの設備及び運営の基準等を定める条例
【定義】	現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。

所轄官庁担当部局	厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部）
認可・届出の法令根拠	障害者自立支援法第79条第2項
<p>（定義） 常時介護を要する障害者につき、主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な便宜を供与するための障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設をいう。</p>	
（5）障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所を行う施設 （主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）	
所轄官庁担当部局	厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部）
認可・届出の法令根拠	障害者自立支援法第79条第2項
<p>（定義） 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な支援を供与するための障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設をいう。</p>	
（6）障害者自立支援法第5条第10項に規定する共同生活介護を行う施設 （主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）	
所轄官庁担当部局	厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部）
認可・届出の法令根拠	障害者自立支援法第79条第2項
<p>（定義） 障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援を供与するための施設をいう。</p>	
（7）障害者自立支援法第5条第13項に規定する自立訓練を行う施設 （①機能訓練・②生活訓練）	
所轄官庁担当部局	厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部）
認可・届出の法令根拠	障害者自立支援法第79条第2項
<p>定義） 障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間（※）にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。</p> <p>※ ① 自立訓練のうち身体機能の向上に係るもの（「自立訓練（機能訓練）」という。） 1年6月間（頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者にあつては、3年間） ② 自立訓練のうち生活能力の向上に係るもの（「自立訓練（生活訓練）」という。） 2年間（長期間入院していたその他これに類する事由のある障害者にあつては、3年間）</p>	
（8）障害者自立支援法第5条第14項に規定する就労移行支援を行う施設	
所轄官庁担当部局	厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部）
認可・届出の法令根拠	障害者自立支援法第79条第2項
<p>（定義） 就労を希望する65歳未満の障害者につき、一定期間（2年間。ただし、専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的とする場合にあっては、3年又は5年）にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を供与するための施設をいう。</p>	
（9）障害者自立支援法第5条第15項に規定する就労継続支援を行う施設	
所轄官庁担当部局	厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部）
認可・届出の法令根拠	障害者自立支援法第79条第2項
<p>（定義） 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。</p> <p>① 就労継続支援A型（雇用型） （定義） 企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。</p> <p>② 就労継続支援B型（非雇用型） （定義） 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であつて、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によつても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。</p>	

（5）障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を行う施設	
担 当 課	保健福祉局障がい者在宅支援課
設 置 基 準 等	福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例 福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例
【定義】	常時介護を要する障害者につき、主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な便宜を供与するための障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設をいう。
（6）障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所を行う施設（口(5)に掲げるものを除く。）	
担 当 課	保健福祉局障がい者在宅支援課
設 置 基 準 等	福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例 福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例
【定義】	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な支援を供与するための障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設をいう。
（7）障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練を行う施設 （①機能訓練・②生活訓練）	
担 当 課	保健福祉局障がい者施設支援課
設 置 基 準 等	福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例 福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例
【定義】	障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間（※）にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。
【解説】	① 自立訓練のうち身体機能の向上に係るもの（「自立訓練（機能訓練）」という。） 1年6月間（頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者にあつては、3年間） ② 自立訓練のうち生活能力の向上に係るもの（「自立訓練（生活訓練）」という。） 2年間（長期間入院していたその他これに類する事由のある障害者にあつては、3年間）
（8）障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援を行う施設	
担 当 課	保健福祉局障がい者施設支援課
設 置 基 準 等	福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例 福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例
【定義】	就労を希望する65歳未満の障害者につき、一定期間（2年間。ただし、専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的とする場合にあっては、3年又は5年）にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を供与するための施設をいう。
（9）障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設	
担 当 課	保健福祉局障がい者施設支援課
設 置 基 準 等	福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例 福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例
【定義】	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。
【施設】	① 就労継続支援A型（雇用型） 企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。

(10) 障害者自立支援法第5条第16項に規定する共同生活援助を行う施設	
所轄官庁担当部局	厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部）
認可・届出の法令根拠	障害者自立支援法第79条第2項
【定義】 地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うことをいう。	
【解説】 障害があっても住み慣れた地域でふつうに暮らす、いわゆるノーマライゼーションの理念を実現すべく、身体障害者、知的障害者、精神障害者のためのグループホームで、具体的には、空き家やアパート、マンションなどを共同で借り上げ、数人の障害者の方が協力して生活するというスタイルになっています。	

6 その他これらに類似するもの	
(1) サービス付き高齢者向け住宅等（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）	
①サービス付き高齢者向け住宅・②高齢者向けケア付き住宅	
【解説】 ……(6)項口欄参照	
【補足事項】 サービス付き高齢者向け住宅、高齢者向けケア付き住宅については、通常(5)項口として取り扱うが、当該施設を設置・運営している事業者又はその委託を受けた外部事業者により、共用スペースにおける入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われているもので、本項とする。	
(2) 老人福祉法の届出及び介護保険法の指定を受けずこれらの事業を行っている施設で、一般に宅老所といわれているもの（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）	
【解説】 ……(6)項口欄参照	
【補足事項】	
1 入所者の生活拠点が当該施設である場合は有料老人ホームとして、また、小規模多機能型居宅介護事業のような事業形態で宿泊が長期にわたって入所しているような状態であれば、施設側が申告する最大宿泊定員の割合により介護居室の定員の割合が半数未満の場合は、本項とする。	
2 その他…(6)項口欄参照。	
(3) 認可外保育施設	
【解説】 都道府県知事（指定都市市長、中核市市長を含む。）が認可している認可保育所以外の保育施設であり、認可外保育施設（福岡市及び北九州市以外の県内については届出保育施設）と呼ばれ、5人以下の乳幼児を預かる小規模施設や事業所の職員の児童のみを対象とした事業所内保育施設等一部の施設を除き、設置開設した際に児童福祉法第59条の2により都道府県に届け出ることが必要とされる施設です。 認可外保育施設は、個人、団体、民間会社等さまざまな主体が設置しており、利用形態も様々です。主な種類としては、事業所内保育施設、ベビーホテル、事業者がその顧客のために設置する施設、臨時に設置された施設などがあります。	
【補足事項】 託児所が保育上必要な施設（乳児室、保育室等）を一部でも専用として有する場合は、認可の有無（平成13年4月17日付け消防予第127号「許可外保育施設に対する防火安全の指導について」）、乳幼児数、保母数にかかわらず保育所に含まれる。	

② 就労継続支援B型（非雇用型）	
通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。	
(10) 障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（口(5)に掲げるものを除く。）	
担 当 課	保健福祉局障がい者施設支援課
設 置 基 準 等	福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
【定義】	障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう。 ※前述の「共同生活援助を行う施設（グループホーム）」に同じ。
【解説】	